

古里中学校生徒会 会則

第1章 総 則

第1条（名称） 本会を古里中学校生徒会と称する。

第2条（目的） 本会は会員の自発的、自治的活動を通して、明るく、楽しく、規律正しい学校を建設することを目的とする。

第3条（活動） 本会は、前条の目的を達成するために、以下の各号の事業を行う。

- 1 学校生活の向上及び福祉に関する事業
- 2 部活動に関する事業
- 3 その他前条の目的達成に必要な事業

第2章 会員の権利及び義務

第4条（会員の要件） 古里中学校に在籍するすべての生徒は、等しく本会の会員としての資格を有する。

第5条（会員の権利） 会員は、すべて平等に選挙権、被選挙権を有する。ただし前期に限り1年生は以上の2権を有しない。

第6条（会員の義務） 会員は総会での決議権を有するが、その決議には従わねばならない。細則は第4章に定める。

第7条（会費の納入） 会員はすべて月額150円の会費を納入する義務を有する。

第3章 役 員

第8条（役員） 本会は、2学年から会長1名、各学年から副会長1名を選挙によって選出する。（改選時の1、2年生から）。また、必要な数の書記、会計、議長団等を公募し、新生徒会長が指名する。

第9条（役員の職務） 会長は本会を代表し一切の職務を総括する。副会長は会長を助け、必要があれば会長の職務を代行する。書記は議事をまとめ、会計は金銭の出納を管理する。議長団は会議の際に議事の進行を行う。

第10条（役員の任期） 会長、副会長、その他の役員の任期は半年間（4～10月上旬、10月中旬～翌年3月）とする。

第11条（選挙） 役員選挙については、選挙管理委員会を設け、選挙に関する一切の事務を処理する。

第4章 決議機関

第12条（生徒総会） ①本会は生徒総会を最高決議機関とする。

②生徒総会の開催は年1回を原則とし、その他必要に応じて開くことをさまたげない。

③生徒総会は会員の3分の2以上の出席によって成立する。

④議事は過半数の賛成によって決議する。

⑤学校長，職員会議は必要に応じて助言と承認を行う。

第5章 執行機関

第13条（種類） 本会は，活動の企画，執行のために，役員会，中央委員会，専門委員会を設ける。

第14条（組織）①役員会は，第8条の役員によって組織する。

②中央委員会は，第8条の役員及び各専門委員長によって組織する。ただし，必要に応じて各部活動の部長を加えることができる。

③専門委員会は，次の各委員会の委員によって組織する。図書，安全，美化，保健体育，給食，学習，広報，福祉，1学年，2学年，3学年

第6章 部活動

第15条（部活動）①部活動は，会員の個性を伸ばし豊かな趣味を育てるために組織する。

②各部活動は，それぞれの活動を推進するために部長，副部長を選出する。

第7章 会計

第16条（歳入） 本会の歳入は，会費，事業収入及び寄付金によってまかなう。

第17条（予算） 予算案は，役員会，中央委員会が作成し，生徒総会での承認を経て予算として成立する。

第18条（会計年度） 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 補則

第19条（施行期日） この会則は，昭和42年5月30日から施行する。

第20条（改廃） 会則の改廃には生徒総会での決議を必要とする。ただし，施行に必要な細則の改廃は中央委員会が行う。

第21条（改正）平成20年2月27日の生徒総会で第8条，第10条のように改正された。平成25年5月15日の生徒総会で第10，14条のように改正された。平成28年3月24日の生徒総会で第8，10，14，15条のように改正された。平成29年3月16日の生徒総会で第8条のように改正された。

専門委員会の活動

○図書委員会

学校図書に関する活動をする。

- 1 学校図書館の図書の受け入れ，管理，貸し出し。
- 2 全校生徒の読書生活の向上のため，図書紹介，読書調査 購入希望図書調査などの実施。
- 3 図書室だよりの発行

○安全委員会

- 1 避難訓練の準備や実施，後片づけに関すること。
- 2 校内の安全点検や消火器などの消防施設に関すること。
- 3 全生徒が安全に登下校できるように次の活動をする。
 - ① 自転車点検と自転車置場の整理整頓。
 - ② 登下校時の危険な乗り方や服装の注意と防止の呼びかけ。
- 4 少年消防活動に関すること。消防署などが行う災害予防活動への協力。

○美化委員会

校内の美化をはかるための活動をする。

- 1 美化コンクールなどの実施，清掃状態の調査。
- 2 教室・廊下などの定期的修理と点検および清掃用具の点検。

○保健体育委員会

保健衛生・身体活動に関する活動をする。

- 1 保健観察簿の準備と健康観察補助。出欠黑板への記入。
- 2 計測・検査時の記録補助。
- 3 手洗い石けんの補充。
- 4 教室の換気やうがい，手洗い，食後の歯みがき励行の呼びかけ。
- 5 体育授業時の準備，あとしまつの協力。
- 6 体育用具の整理整頓。
- 7 各種体育行事实施の協力（球技大会，スポーツテスト，クラスマッチなど）

○給食委員会

給食に関する活動をする。

- 1 衛生検査に関すること。
- 2 白衣の管理や持ち帰りに関すること。
- 3 お弁当の日に関すること。

- 4 食事マナーに関すること。
- 5 その他、給食活動に関すること。

○学習委員会

全員の学力向上をはかるため次の活動をする。

- 1 授業開始時の全員着席，教科書，ノートなどの準備指導。
- 2 自習時の自習課題の確認と連絡。
- 3 作品展，書き初め展などへの協力。
- 4 宿題調べ，学習時間調査などの実施。

○広報委員会

校内広報に関する活動をする。

- 1 教室・廊下などの掲示板の活用。
- 2 生徒会だよりや学校新聞の発行。
- 3 校内放送の実施。
- 4 生徒会誌の編集・発行に関すること。

○福祉委員会

ボランティアに関する活動をする。

- 1 アルミ缶回収・ボトルキャップ回収・募金活動・ベルマーク活動等の実施。
- 2 地域の行事への協力。
- 3 地域の福祉施設との交流。

○1学年・2学年・3学年委員会

学年活動に関する計画や実施をする。

- 1 学校生活のきまりに従い，全生徒が規則正しい生活をするように協力する。
 - ① 毎月の生活目標を決める。
 - ② 校内の生活時刻を守ることへの協力。
 - ③ 自覚をうながすための服装・所持品などについての調査。
- 2 学校生活のマナー向上や，あいさつの励行を促す。
- 3 学年の諸問題に関する話し合いと解決。
- 4 学年行事の計画や準備とその実施。
- 5 小さな親切運動の呼びかけと啓発